一般乗合旅客自動車運送事業の許可に関するフロー

許可申請書の提出　　　　乗合事業許可申請【道路運送法第４条】

運賃・料金の上限設定　　　運賃・料金の上限設定認可申請【道路運送法第９条第１項】

認可申請書の提出

又は　　　　　　　運賃・料金の届出【道路運送法第９条第４項】

運賃・料金設定届の提出

運送約款の認可　　　　運送約款設定認可申請【道路運送法第１１条】

　　　　　　　　　　　　　　※標準運送約款を定めた場合には申請不要。

申請内容の確認

事業許可【道路運送法第５条・道路運送法施行規則第６条】

近畿運輸局へ進達　　　　運賃・料金上限設定認可【道路運送法施行規則第８条】

運賃・料金設定届【道路運送法施行規則第９条】

　審査基準に基づく申請内容の事前審査

法令試験・意見聴取の案内　　　近畿運輸局審査基準

　　　　　　　　　　　　　　【平成１３年１２月２７日付け、近運旅一公示第４２号】

試験・意見聴取日・確認書類等の通知

法令試験・意見聴取の実施

法令試験不合格

再 試 験

許　可　処　分 標準処理期間：申請から３ヶ月

【平成１４年１月１８日付け近運旅一公示第４号・

近運旅二公示第１６号】

許 可 書 交 付　　　 運輸開始までの諸手続き、必要帳票類等の説明

登 録 免 許 税 納 付 登録免許税９０，０００円

運 送 約 款 の 認 可 運送約款設定認可申請【道路運送法第１１条】

※標準運送約款を定めた場合には申請不要。

営 業 開 始

運輸開始届出開始届 【道路運送施行規則第６６条】